

# 災害時における救援物資提供に関する協定書

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

久喜市（以下「甲」という。）と 株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

平成24年12月3日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

甲 久喜市  
久喜市長

東京都渋谷区本町3-47-10

（協力の内容）

第2条 甲の市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

乙 株式会社 伊藤園  
総務部長

2 乙は災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。尚、乙が設置している自販機は別紙リストにて管理するものとし、リストは甲、乙確認の毎年1回更新するものとする。

3 乙は速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は第1項の要請があったときは、飲料水の供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。